

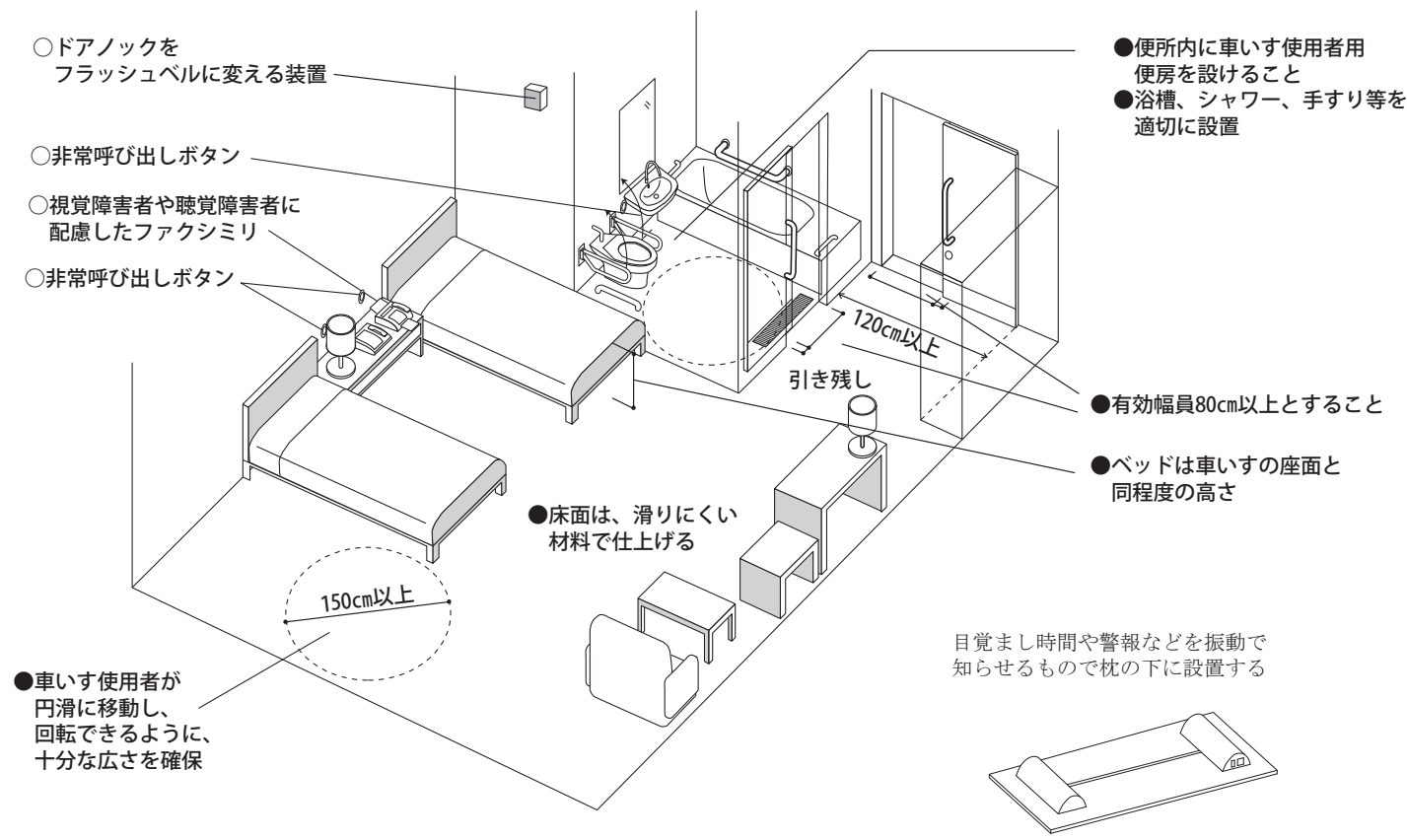
# 客室

# 10

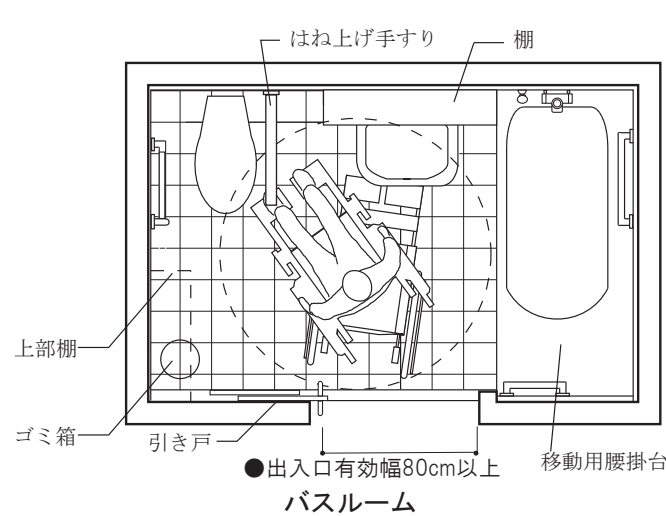
## 基本的な考え方

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる客室を整備する際には、全室の1%~2%の数を設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用する客室は、移動の困難性を考慮して、避難上有効な施設・設備に近接して設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用する客室は、障害のない利用者にも利用しやすい魅力あるデザインのものとする。

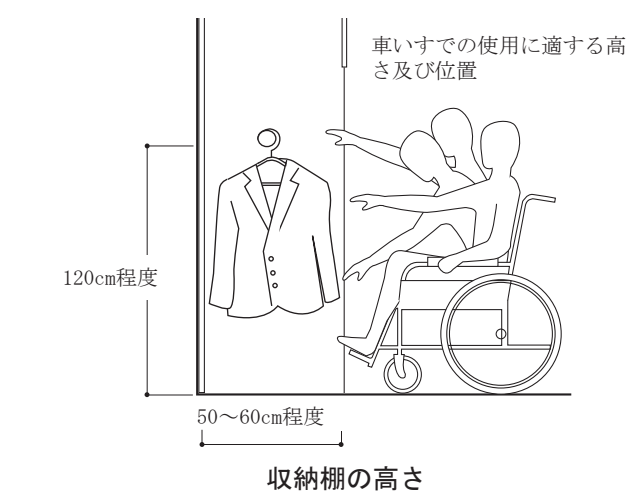
	●整備基準	○望ましい基準	解説										
(1)客室数 ~50以上~	客室の総数が50以上のホテル、旅館又は下宿にあっては、次に定める基準に適合する客室(以下「配慮された客室」という。)を1以上設けること。	・フロント等では、利用者のニーズ、行動の特性等に配慮した人的サポートを行う。 ・補助犬等の利用に必要な用品の貸出を行う。											
(一)便所	便所は、8(1)(一)から(五)までに定める基準に適合するものとする。		・8-便所を参照。										
(二)浴室	浴室は、9(1)(一)及び(3)から(5)までに定める基準に適合するものとする。	・シャワー用車いすを用意する。 ・非常時の呼び出しボタンを設ける。 ・水栓器具の冷温水の区分等は、点字やその他の表示標示により容易に区別できるようにする。											
(三)床面積確保	室内は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。	・客室内にも非常呼び出しボタンを設ける。 ・聴覚障害者用のドアノックセンサー、ファクス、目覚まし用バイブレーター、非常時の連絡用警報装置等を設置する。	・車いすのキャスターが沈み込むなど、通行の支障となりやすい毛足の長いカーペットは用いない。 ・ベッドの高さは、車いす座面と同程度の高さの40cm~45cm程度とする。 ・コンセント、スイッチ収納棚等は、車いすでの使用に適する高さ及び位置とする。 ・照明はベッド上から点滅操作ができるものとする。										
(2)客室数 ~50未満~	客室の総数が50未満のホテル、旅館又は下宿にあっては、配慮された客室を1以上設けるよう努めること。												
(3)客室数	(1)のホテル、旅館又は下宿は、(1)の規定によるほか、客室の総数が50以上200以下の場合にあっては当該客室の総数に50分の1を乗じて得た数から(1)の規定により設ける数を減じた数以上、客室の総数が200を超える場合にあっては当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数から(1)の規定により設ける数を減じた数以上の配慮された客室を設けるよう努めること。		<p>[配慮された客室設置数]</p> <table border="1"> <tr> <td>1~49室</td> <td>1室以上</td> </tr> <tr> <td>50~100室</td> <td>2室以上</td> </tr> <tr> <td>101~150室</td> <td>3室以上</td> </tr> <tr> <td>151~200室</td> <td>4室以上</td> </tr> <tr> <td>201室以上</td> <td>総数1%+2室以上</td> </tr> </table> <p>・客室数計算において小数が生じた場合は、整数に切り上げて得た客室数以上を整備するものとする。 ・客室は、障害のない利用者にも利用しやすいものとする。</p>	1~49室	1室以上	50~100室	2室以上	101~150室	3室以上	151~200室	4室以上	201室以上	総数1%+2室以上
1~49室	1室以上												
50~100室	2室以上												
101~150室	3室以上												
151~200室	4室以上												
201室以上	総数1%+2室以上												



客室



バスルーム

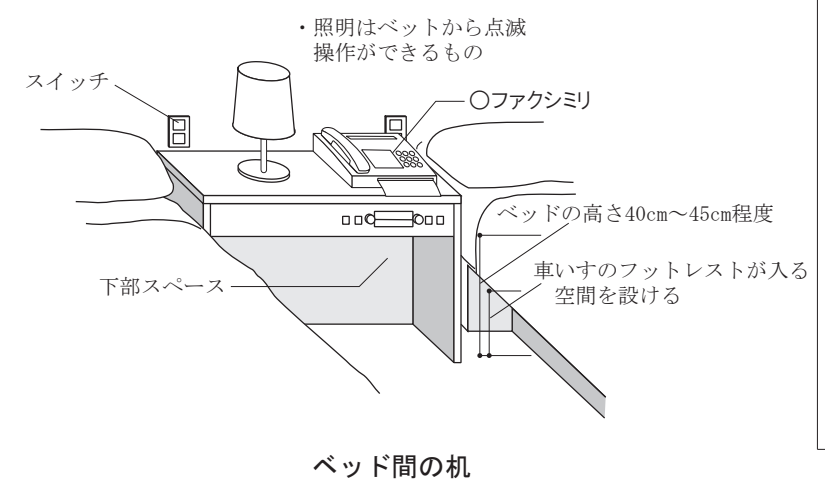


収納棚の高さ



●手すりの設置

バスルーム回りの整備



ベッド間の机